

## [公益4] 大学連携、产学連携による教育支援等の振興及び推進

### 4-1 電子著作物相互利用の推進

#### <事業計画>

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用を推進・普及するため、本協会の電子著作物相互利用システムの参加呼びかけを強化する。また、ICT活用教育の障害となっている著作権法第35条2項の改正、教員間や教育機関間での教材共有に関する著作権法改正及び権利処理の体制づくりなどの問題について、文化庁と連携して活動を開展する。

#### <事業の実施結果>

「電子著作物相互利用事業委員会」を継続設置して、電子著作物相互利用システムの普及強化への対応と著作権法の一部改正要望の実現に向けて事業を開展した。

#### 電子著作物相互利用事業委員会

10月18日に角田担当理事を含む6名が出席して1回開催し、次の二点について対応した。一つは、著作権法改正に向けた文化審議会への対応の一環として、ICT活用教育における著作物利用の円滑化に関する検討状況の情報提供の仕方について検討するとともに、文化庁文化審議会での検討状況について総会を通じて情報提供を行った。二つは、電子著作物相互利用事業の参加呼びかけを強化した。以下に、委員会の活動状況を報告する。

##### 1. 著作権法改正に向けた文化審議会への対応

###### (1) 文化審議会での検討状況の把握と本協会としての情報提供

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会にて、ICT活用教育における著作物利用の円滑化に関する著作権法改正に向けた検討が進んでいることから、10月8日の第47回理事会において文化審議会での検討状況を加盟校の学長宛に情報提供することになり、10月18日の電子著作物相互利用委員会において、本協会としての情報提供の仕方について検討を行った。

委員会では、文部科学省専門教育課から入手した資料及び法制・基本問題小委員会の議事録を参考に検討内容を簡潔に整理するとともに、加盟校としての意見又は質問項目を受けられるよう準備を行った。その上で、委員会で作成した情報提供の内容について確認を行うことになり、11月4日に文化庁著作権課、文部科学省専門教育課、私学行政課、高等教育企画課などの関係者を交えて、検討状況について意見交換を行った。

それによると、他人の著作物をインターネットで異時通信する場合、著作権者の許諾を得ずに利用できるようにするために、補償金請求権の制度、補償金徴収分配団体の設立を含めた法改正を前提に作業が進められており、私立大学大学団体連合会などの関係機関には意見書の提出を求めていることが明らかになった。

また、意見交換の中で著作権課から、10年経ってやっと法改正という段階に来たので、この機会を大事にしていくために本協会に次の点を心得ていただきたいとの要請があった。

一つは、教育団体として意見が異なるよう一本化しておくことが強調された。現在、国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会が責任もって意見の集約を図っていることから、本協会としても斟酌する必要があると判断した。二つは、法改正の実現を目指すことを確認した上で、補償金請求権を排除するという立場では交渉決裂となるので容認することになるが、補償金に関する条件、範囲などは教育機関に配慮するよう大学団体でよく意見をまとめ、12月中旬に意見書の提出が行われるよう協力が必要となる。三つは、著作権法に対する各大学での理解や普及・啓発活動がどこまで行き渡っているのか、客観

的なデータがないと文化庁として踏み切れない。各団体を通じて、大学がどこまで著作権保護に対する活動を大学として展開しているのか、また、周知徹底ができるのかどうか、これからの課題とのことであった。

そこで、法改正に向けて準備が進められている状況を勘案して、本協会の情報提供の中で意見・要望を伺うことを取り止め、検討状況に限定し、学長宛に以下の通り11月10日に情報提供を送付した。また、検討状況の正確を期すために、11月25日の第17回臨時総会に著作権課担当者から直接説明を受け、質疑できるよう、加盟校に案内した。なお、添付資料は、著作権課において本協会の要望を掲載するなど、改めて「ICT活用教育における著作物利用の円滑化に関する検討状況」が作成された。なお、同資料は30頁に亘ることから、一部を抜粋して平成28年度事業報告の附属明細書【2-7】に掲載したので参考されたい。

公社私情協発第135号  
平成28年11月10日

本協会加盟

大学

学長先生

公益社団法人 私立大学情報教育協会  
会長 向 殿 政 男

### 文化庁文化審議会における「ICT活用教育における著作物利用の円滑化に関する検討状況」の情報提供について

教育の情報化の推進に関する著作物利用に伴う著作権法上の課題解決に向けて、文化庁文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会等にて検討がすすめられております。これまでの検討内容等の概要について、文化庁著作権課より別添資料の説明を受けましたので、本協会として主な論点等を下記に整理し、取り急ぎ加盟の大学、短期大学の学長先生に情報提供することにいたしました。なお、標記の件について正確を期すために、来る11月25日(金)の本協会第17回臨時総会に文化庁著作権課から説明をいただく予定しております。

つきましては、事前に情報共有いただきました上で、教育の情報化をより良く発展させる観点からご意見等ございましたら、臨時総会でお尋ね下さいますようお願いいたします。

#### 記

##### (1) 教育機関における著作権法特例の概要(現状)

① 著作権法35条では非営利の教育機関において、授業で使用するために他人の著作物を複製する場合や、遠隔地の教室で他人の著作物をインターネット送信等で同時中継(同時公衆送信)する場合は、権利者の利益を不当に害する場合を除き、教育の公益性に鑑みて権利者の許諾を得ずに無償で利用することができるよう、著作権者の権限を制限しています。また、著作権法32条の引用に該当する場合も著作権者の許諾を得ずに著作物を無償利用することが可能となっています。それ以外の他人の著作物利用については、原則として著作者の許諾を必要としています。

② 例えば、「事前・事後学修のために、他人の著作物を大学のサーバに送信(アップロード)しておき、学生に利用させる場合」や、「反転授業などeラーニング用の他人の著作物を収録した講義映像を、大学のサーバに送信(アップロード)し、学生に受講させる場合」など、他人の著作物を非同時にインターネット送信等(異時公衆送信)する場合は、著作権者の利益を保護するために権利制限を行わず、その都度、利用者が著作権者に許諾を得ることになっています。また、教員が他人の著作物を用いて作成した教材を他の教員、教育機関等で共有する場合も、その都度、利用者が著作権者に許諾を得ることになっています。

##### (2) 著作権分科会小委員会等での制度変更等に関する検討状況

- ① 教育の質向上や教育機会の拡大を図るため、インターネット送信等を通じて適切な教材・資料を提供する教育の情報化が不可欠となっています。しかし、他人の著作物を大学のサーバに保存し、インターネット送信等（異時公衆送信）で学生に利用させる場合には、「権利者の搜索など手続き上の負担から許諾を断念した」、「インターネット送信への許諾が得られない」などの問題が生じ、教育現場で他人の著作物を極力使用せずに著作権フリー素材への差し替えや削除するなど、対応に苦慮しています。
- このことは、授業の過程において必要な著作物の利用が萎縮することになり、教育の質的低下を招くことが懸念されますことから、教育の公益性に鑑み、他人の著作物を許諾得ずに一定の条件のもとで利用できるよう、本協会はじめ教育関係者から法改正の要望が行われています。
- ② これに対して、権利者団体からは、著作権者の権利侵害を助長する恐れがあること、新たに補償金制度導入の必要性があること、教育機関での著作権制度に関する普及啓発の必要性が指摘されています。
- ③ その背景として教育現場での著作権処理に関しては、これまで教育機関と権利者団体との間で合意した法解釈に関するガイドラインがないこと、教育機関において著作権法に関する理解の普及が十分でないこと、さらには、権利者団体による権利の集中管理体制が整備されてなく、利用者に対して著作権者の搜索及び権利処理に相当の負担があることの課題が指摘されています。
- ④ 以上のように、現在、著作権分科会小委員会では、授業の過程における異時の公衆送信の取り扱いについて、著作権者の権利を制限し、利用者が許諾を得ずに利用できるようにすることの必要性・正当性を中心に検討が行われております。その中で教育は非常に公益性が高いことから、異時の公衆送信について著作権法で著作権者の権利制限を行うことに賛同する意見が多くありましたが、一方、制度面の検討と併せて、著作権者の利益を保護するための配慮として、ライセンス環境の充実、法解釈に関するガイドラインの整備、教育機関における著作権保護に関する研修・普及啓発など、法の運用体制について課題解決することになり、教育機関と権利者による当事者間協議を行い、その結果を審議会の審議に反映させることになりました。これを受け、当事者間協議での議論が開始されており、大学からは国立大学協会、公立大学協会及び私立大学団体連合会からの推薦者が参加しています。
- ⑤ とりわけ、著作権者の権利制限を行う場合に、著作権者と利用者との利益バランスをどのように図るべきか、補償を要する範囲をどのように考えるべきか、次の三つの選択肢が検討されました。
- ※選択肢ア：複製・公衆送信（同時・異時の公衆送信）ともに補償金なしとする。
- ※選択肢イ：新たに権利制限の対象とする異時の公衆送信のみ補償金の対象とする。
- ※選択肢ウ：異時の公衆送信に加え、これまで補償金が不要であった複製・同時公衆送信も含め全てについて補償金の対象とする。
- これまでの検討では、技術の発達により良質の複写を容易に作成できるようになったことや国際制度との比較等から理論上は複製も公衆送信も補償の対象とすべきとの意見がある一方、異時の公衆送信は、物理的制約がなく、著作権者に対する損失は軽微とは言えないこと、これまで長期間に亘り無償であった複製・同時公衆送信を、新たに有償とすることに対する教育現場の混乱を避ける必要があるとし、異時の公衆送信に限定して、補償金請求権を付与する方向で議論が進められています。なお、全て補償金なしにするという選択肢については、権利者の利益と教育目的という公益のバランスを図るべきであり、公益がありさえすれば無償でいいと正当化することは難しいとの意見が複数あり、審議会で当該選択肢を支持する意見はないという状況です。
- ⑥ なお、仮に補償金請求権を付与することとする場合、補償金請求権行使に係わる手続き費用の低減を図るために制度設計及び運用については、単一の団体が補償金1人当たり年〇円のように包括方式にし、補償金額は通常の市場価格よりは低額であるべきとする旨の意見がありました。しかし、単一の補償金管理団体設立や教育現場の手続き上の負担等に留意した仕組みの構築について見極めを行った上で、補償金請求権の付与に関する結論を得ることになりました。
- ⑦ 以上の他に、教育現場での問題として、教員が他人の著作物を用いて作成した

教材を他の教員、教育機関等で共有することについては、一定の範囲で補償金付きとすることも含めて権利制限により対応することを肯定する意見、授業での使用とは規模も異なることから契約との組み合わせやライセンスにより対応すべきとの意見もありました。今後、教育現場のニーズを更に把握し、権利制限の対象とする場合の範囲について、権利者に与える影響等の観点から検討が必要とされました。

⑧ また、MOOCsのような一般人向け公開講座については、教育関係者から著作物利用のための権利処理に係わる負担軽減のためのライセンシング体制の整備について要望があり、今後、教育機関と権利者との当事者間協議においてライセンス環境の充実に向けた検討を進めています。

## (2) 本協会総会での文化庁著作権課の説明概要と質疑

11月25日の第17回臨時総会に文化庁著作権課の秋山課長補佐を招き、詳細な説明を受けた。以下に説明の概要を報告する。

- ① 異時の公衆送信の取り扱いについて教育という公益性が極めて高いことから、利用者が著作権者の許諾を得ずに利用できるようにすることの必要性・正当性に多くの賛同が得られているが、一方、著作権者の利益を保護するための配慮として、権利者とのバランスをどのように考えるかという問題があり、ライセンス環境の充実、法解釈に関するガイドラインの整備、教育機関での著作権保護に対する研修・普及啓発など、法の運用体制について課題解決が必要となっている。
- ② 著作権者の権利制限を行う場合にどのような範囲で補償を考えるべきか検討が行われ、複製と同時・異時の公衆送信も補償金なしとする意見、複製と同時・異時の公衆送信も全て補償金の対象とする意見、新たに制限対象とする異時の公衆送信に限定して補償金の対象とする三つの意見が議論された。その結果、今まで無償であった複製や同時公衆送信を有償とすることについては、教育現場の混乱を避ける必要があるとして、他人の著作物を大学のサーバに保存し、インターネット送信で学生に利用させる場合や、反転授業で他人の著作物が入った教材を送信する異時の公衆送信に限定して補償金請求権を付与する方向で議論が進められている。諸外国の対応を見ても補償金制度による例が多いことと、公益がありさえすれば無償を正当化することは難しいとの審議会の意見もあり、無償を支持する意見はない状況になっている。
- ③ そのような議論の中で、仮に補償金請求権を著作権者に付与する場合にどのような条件で、どのような範囲で考えていくのか、今後の課題となっている。一つの考え方として、単一の団体が補償金の徴収分配を行うように制度設計すること、補償金の算定は教育機関で簡便に対応できるよう学生一人当たり年〇円のように包括方式にするとか、通常の市場価格よりは低額であるべきとする意見があり、権利者団体と教育機関との当事者間協議での議論が開始されている。大学からは、国立大学協会、公立大学協会、私立大学団体連合会からの推薦者が参加している。当面、補償金管理団体設立や教育現場の手続き上の負担等に留意した仕組みの構築について見極めを行った上で、補償金請求権付与に関する結論を得ることになっている。
- ④ 以上の他に、教員が他人の著作物を用いて作成した教材を共有することについては、補償金付きとすることを含めて権利制限により対応する意見と、授業での使用とは規模も異なることから契約やライセンスの対応にすべきとの意見もあり、今後、教育現場のニーズを更に把握し、権利者に与える影響等の観点から検討が必要とされている。

以上の説明に対して、次のような質疑があった。

### [質問①]

権利制限規定の見直し、ライセンス環境の整備、法解釈に関するガイドラインの整

備、教育機関における研修・普及啓発の4つの政策課題としてまだ残っているということだけで、特に糸口は見えていないと解釈してよいか。

[回答(秋山課長補佐)]

今、授業の過程における利用と教材の共有に関しては、法改正による対応も考えている。MOOCsについては、ライセンス環境の充実を考えており、政策手段としては他に法解釈のガイドライン整備、研修・普及啓発活動をお願いするということになっている。授業の過程における使用に関しては、法改正によって対応する必要があると、概ねコンセンサスが得られつつあるのではないかと思っている。後は、運用面の課題解決や権利者の利益への配慮といった細部を詰めていく段階に入ったのかと思っている。できるだけ早く関係団体の合意、利害調整も進めていただき、法改正に繋げていきたいと思っている。教材の共有に関しては、ニーズの深掘りなどをしていくかないと、なかなか結論が得にくいという状況であるが、当然検討課題として続けていく。

[質問②]

今後、権利者団体と教育関係団体との権利調整が大きな課題となっていくと思われる。補償金請求権について他人の著作物を利用しない教育機関は法律の対象外になるのか。大学でも利用する学部と利用しない学部があった場合にどう取り扱えばいいのか。学生1人当たりとした場合の算定方法は医学系と文系では違うのだろうか。

[回答(秋山課長補佐)]

抽象的な補償金支払い義務について法律で決めるが、具体的な支払いの仕方、算定方法をどのように決めるかは運用面の問題になるので、また別途議論することになる。今、議論しているのが、補償金の徴収分配を担う単一の団体を権利者団体に作っていただき、そこと連絡すれば全部解決するという、ワンストップショップにするという構想がある。その時に教育関係団体と話し合いをして、算定方法、教育現場の実体に即したものになるよう工夫していくことが考えられる。

[質問③]

大枠はこの方向で法改正するということだが、具体的にどのように決まるのか注目していく必要がある。教育関係団体とは私立、国立、公立の全部含めた教育団体の代表になるということか。

[回答(秋山課長補佐)]

特にルールが決まっているわけではないが、教育関係者の意見がバラバラに違うものが出でくると、権利者団体から利用者側がまとまっていないのではないか、となってしまい、コンセンサスが作れなくなることを危惧している。ある程度の包括性のある団体の方々に中心になっていただき、意見を集約いただくというアプローチを考えている。今のところ国大協、公大協、私学団体連合会としている。スケジュール的には、仮に次の通常国会で法律を出そうと思うと、一般論として年内くらいにおおまかな方向性をまとめなければいけないと思っている。

### (3) 文化審議会におけるその後の動向

その後、教育の情報化の推進、ICT活用など情報化に対応した著作物等の利用に関する意見書が、12月9日と15日に一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会、日本私立大学団体連合会から文化審議会に提出された。とりわけ、私立大学団体連合会では、平成28年12月9日に『教育活動におけるICT活用など情報化に対応した著作物等の利用に関する意見』として、教育の公益性が極めて高いこと、公衆送信も一定の利用条件により著作者の利益を不当に害することができることなどを踏まえて、異時公衆送信についても無償の権利制限の対象とすべきであるとした上で、権利者の利益保護の観点から、公衆送信にかかる権利制限に伴う補償金請求権付与を検討する場合には、教育現場の混乱、教育機関間における公衆送信の必要度の違いへの配慮を指摘するとともに、これまで無償してきた複製・同時公衆送信を補償金の対象としないように指摘している。

また、権利制限に伴い補償金請求権を付与する場合であっても、補償金は通常の市場価格よりも低額に抑えられるべきであるとし、現在、当事者間で協議が行われている。今後、文化審議会としての中間まとめ、パブリックコメントを経て最終報告を出す段階にあり、平成29年度に知的財産推進計画2017の策定や今後の状況の変化等を踏まえて適宜見直しを行うとしている。なお、上記3団体の意見書は、巻末の平成28年度事業報告の附属明細書【2-7】を参照されたい。

## 2. 電子著作物相互利用事業の参加呼びかけの対応

大学又は教員が作成した教育コンテンツの相互利用の普及を強化するため、5月26日に全国の大学に事業参加の有無を問わず、管理用ID・パスワードを配布した。これにより、各大学で利用教員の登録に必要な手続きが学内で進められることで、迅速に本協会のシステムを利用できるようにした。その結果、平成28年度は4大学、1短期大学が加入し、77大学、9短期大学の86校、個人参加は2,201名となった。また、登録コンテンツは11件減少の3,003件となった。

### 教育コンテンツ相互利用システムの利用方法（大学での参加の場合）

本ご案内は、未参加の国公私立大学・短期大学へ平成27年10月下旬～11月上旬に学長先生宛で郵送しています。

#### 1. コンテンツ利用者の登録

- ① システムトップ画面 (<http://sougo.juce.jp/>) にあるログインボタン（図の枠線部分）をクリックし、大学管理者用のID・パスワードを入力して下さい。

ID・パスワードは、事業案内の公文書（公社私情協第29号、平成28年5月下旬～11月上旬送付）に記載しております。  
ご不明な場合は、前ページの問い合わせ先へご連絡願います。

- ② 表示された「利用者登録」画面に利用者情報を入力し、利用者の登録を行って下さい。  
\*コンテンツの利用する場合は、「著作物の利用権限」項目にある「利用可能」ボタンにチェックを入れて下さい（図の枠線A）。

\*コンテンツの登録もできるようにする場合は、「著作物の登録権限」項目にある「登録可能」ボタンにチェックを入れて下さい（図の枠線B）。

- ③ 入力後に「登録内容確認」ボタンを押し内容を確認後、「登録」ボタンを押して完了です。

- ④ CSVのテンプレートを利用した一括登録機能により、複数名を一括で登録することも可能です（図の枠線C）。

- ⑤ 利用方法の詳細は、画面のHELPボタンからご覧いただけます。マニュアル等をご覧下さい。

マニュアル等関連資料

<http://sougo.juce.jp/documents.html>



#### 2. 事業参加申込書、管理者届け出用紙の送付

下記サイトよりダウンロードし、必要事項を記入（申込用紙には捺印）の上、下記まで郵送下さい。

参加申込書 (Word形式) [http://sougo.juce.jp/download/crdbformat\\_u.doc](http://sougo.juce.jp/download/crdbformat_u.doc)

(PDF形式) [http://sougo.juce.jp/download/crdbformat\\_u.pdf](http://sougo.juce.jp/download/crdbformat_u.pdf)

管理者届け出用紙 (PDF形式) <http://sougo.juce.jp/download/kanri.pdf>

(Excel形式) <http://sougo.juce.jp/download/kanri.xls>

郵送先 〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-14 九段北TLビル4F

公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局